

図書館と著作権と資料の複写

(その12)

今回は前回からの流れから、「パブリックドメインの楽譜」について触れてみます。
まず、パブリックドメインとは？

『新英和大辞典』第6版(研究社)によると、以下のように記載されています。

public domain n. [通例 the ~]

[法律] (米国) 1. (米国の国有・周遊の) 公有地、国(州) 誘致 (public lands) 2. 公有 (保護期間の満了・相続人の不在等による著作権・特許権などの権利消滅状態)

Oscar Wilder's plays are now in (the) ~. オスカーワイルドの劇は今は著作権が消滅している(自由に出版・上演などができる)。

『研究社新英和大辞典』第6版_東京、研究社、2002

インターネット上のgoo辞書では(<http://dictionary.goo.ne.jp/>)

▽パブリック - ドメイン【public domain】.

- 1 公有地。
- 2 特許権・著作権などが消滅した状態。

以下、リンクを辿って行くと下記の項目が表示されます。

▽ちよさく - けん【著作権】.

知的財産権の一。文芸・学術・美術・音楽の範囲に属する著作物をその著作者が独占的に支配して利益を受ける権利。著作物の複製・上演・演奏・放送・口述・上映・翻訳などの権利を含む。原則として創作時から著作者の生存中および死後50年間存続する。→翻案権 → 翻訳権 → 編曲権 → 変形権

▽ちてき - ざいさんけん【知的財産権】. 知的な創作活動による利益に認められる権利。特許権・実用新案権・商標権・意匠権・著作権など。知的所有権。無体財産権。IP (intellectual property)。

これらの定義から「パブリックドメインの楽譜」とは、**著作権などの知的財産権が消滅した状態の楽譜である**、となります。

前回ご紹介した楽譜データベースにも「パブリックドメイン」の楽譜が含まれていますが、有料で提供されていることもあり、契約のライセンスに従った利用が義務付けられています。ライセンス (license/licence) は「(ソフトウェア製品の) 使用許諾」と訳され、使用許諾を許可された側 (個人、団体) をライセンシー (licensee) と呼びます。国立音楽大学附属図書館がライセンシー、データベースの提供元がライセンサー (licenser/licencer) となります。

ただ、このような利用に伴う契約を交わさなくても利用できる「パブリックドメインの楽譜」の宝庫として有名な通称「ペトルッチ」と呼ばれているサイトがあります。正式名称：International Music Score Library Project (略称：IMSLP) 日本語訳：国際楽譜ライブラリープロジェクトです。

ただし、このサイトはカナダにサーバーが置かれていますので、カナダの著作権法の範囲により運営されています。IMSLPでも著作権の検査を実施し、「著作権概説記号」でその結果を表示しています。

その範囲は、カナダ/米国/EUとされており、その状態については以下のように示されていますので、そのまま転記します。

- V = パブリックドメイン (PD)であることを確認済み
 C = チェックした。高率でPDだが、確実な証拠はない
 U = 未検査
 N = 著作権あり
 N! = 著作権はあるが許可されている
 赤数字 = 著作権はあるが、数字の年数でPDになる（その年数でそのファイルへのアクセスが自動的に解禁される）
 * = 科学的版（「原典版」）の観点からはクラウドにすぎず、または重要な編集上の追加が認められない（「普通の」法律ではPDにならない場合のみ適用）
 N/N/N = 著作権あり、再検査待ち

※URLが長いので、リンク遷移を示します。「<http://imslp.org/wiki/> → 日本語ページ → サイトマップ → IMSLP：よくある質問とその答え→1.8 著作権概説記号は何をいみしていますか？」

著作権についての記載でも、「もしカナダ著作権法違反があると思える場合にはIMSLPについて書かれている方法で連絡してください。」とあり、あくまでもカナダの著作権法下で運用されているデータベースであることに留意する必要があります。利用にあたっては、「IMSLP:よくある質問とその答え」を参照されることをお勧めします。

著作権が消滅しているか否かの判断は、著作権が存続しているか否かを判断しなければなりませんので、ここで、その点について、再度復習としてまとめます。

- 1) 日本での著作権存続期間は、著作権法第51条で次のように定められています。
 (第51条)著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。
 2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあっては、最後に死亡した著作者の死後）五十年を経過するまでの間、存続する。
- 2) 日本での著作権法は、日本で手にしている著作物の著作者が日本人、外国人に関わらず、著作物が国内で刊行されたもの、国外で刊行されたものに関わらず、適用されます。
- 3) 楽譜の場合、著作者には作曲者だけでなく、作詞者、編曲者、校訂者なども含まれます。
- 4) 日本では出版権（出版後3年間存続）はありますが、いわゆる出版社の著作権（版面権）は認められていません。国によっては出版社の著作権が発生していることがあります。

紙面の都合上、かなり凝縮していますので、今までの連載（特に、その3からその5）を是非、再読してください。

楽譜の複写、演奏での利用については、日本の著作権法のみならず、各国の著作権法についても知っておく必要があります。いずれは著作権者側になる音楽大学の学生として、充分著作権法を理解し、遵守することを心がけて下さい。著作権法について勉強するのは、今です。

(mj)